神田　康幸
瑞宝小綬章を授ける

淺原　秀雄　大藏　乃光
田口　和弘　南嶋　久義
瑞宝双光章を授ける（各通）

（三等海尉）　小林　博
藤井　昇　二見　清和　山門　辻弘
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十九日）

山本　二男
瑞宝双光章を授ける（四月一日）

松宮　元行
瑞宝単光章を授ける（四月二日）

小椋万壽美
瑞宝単光章を授ける（四月四日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月二十九日午後一時三十八分御出門、昭和百年記念式典に御臨席のため、日本武道館（千代田区）へ行幸啓、同三時八分還幸啓になつた。

御祝電

天皇陛下は、マーシャルの憲法記念日につき、四月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

国家試験

令和８年度浄化槽管理士試験の実施について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第46条第２項の規定に基づき、令和８年度浄化槽管理士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第４項の規定に基づき、公益財団法人日本環境整備教育センターが行う。

令和８年５月８日　　環境大臣　石原　宏高

1　試験期日　令和８年10月25日（日曜日）

2　試験地　宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

3　試験科目

⑴　浄化槽概論

⑵　浄化槽行政

⑶　浄化槽の構造及び機能

⑷　浄化槽工事概論

⑸　浄化槽の点検、調整及び修理

⑹　水質管理

⑺　浄化槽の清掃概論

4　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、公益財団法人日本環境整備教育センターのホームページからオンライン申請すること。

https://www.jeces.or.jp

⑵　受験申請受付期間

ア　受験申請受付期間は、令和８年７月１日（水曜日）から８月６日（木曜日）まで

イ　受験申請を受理した後は、原則として受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料　受験手数料は23,600円とし、公益財団法人日本環境整備教育センターが指定する口座（ゆうちょ銀行又は指定銀行）に振り込むこと。なお、受験申請を受理した後は、受験手数料は返還しない。

5　受験票の送付　受験票は、公益財団法人日本環境整備教育センターから直接受験者に送付する。

6　合格者の発表　試験終了後１月以内に、合格者の受験番号を公益財団法人日本環境整備教育センターの掲示場及びホームページに公告した後、合格者の受験番号を官報に掲載するとともに、郵送により合格者に合格証書を交付し、不合格者には成績及び不合格の旨を通知する。

7　その他　受験手続等に関する問合せは、公益財団法人日本環境整備教育センターに対して行うこと。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月８日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

1　処分をした年月日　令和８年４月６日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社タナカ　田中　雄一　新潟県三条市柳沢466番地　国土交通大臣許可（般－６）第25389号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、ガラス工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和８年４月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

証 票 無 効

海上保安官の証

第07―2934号　山田　嘉瑞　名義分

有効期限　2034年５月31日

令和８年４月17日　所在不明

上記のとおり届出があったので、事故発生の日以降無効とする。

令和８年５月８日　　海上保安庁

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告